

(仮称) 世田谷区手話言語条例 (素案) 概要版**前 文**

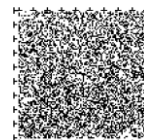
- ・ 手話は独自の文法を持つ一つの言語であり、手話を必要とする者が知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産です。
- ・ 一方で、我が国では手話が言語であることに対する理解が十分であるとは言えず、過去には手話の使用について様々な制約を受けてきた歴史があります。
- ・ こうした背景の下、手話を必要とする乳幼児から高齢者までの様々な世代の人々が地域で安心した生活を送るためには、言語として手話を学び、手話の獲得をし、手話で学び、手話を使うことができる環境を整備し、手話を継承していくことが必要です。
- ・ 区は、手話が言語であるとの見地から、手話を使う人のみならず、区民及び事業者の全員が共同して地域共生社会を実現するために、この条例を制定します。

第1条 目的

- ①手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話に対する理解を促進し、手話を使いやすい環境の整備等を進めることで、手話の普及を図るための基本理念を定めること。
- ②手話に関する区の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、もってろう者その他の手話を必要とする者の権利が尊重される地域共生社会の実現に寄与すること。

第2条 定義**第3条 基本理念**

手話に対する理解の促進及び手話を使いやすい環境の整備を進め、手話の普及を図ることは、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、一人ひとりに、社会の一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保される地域共生社会の実現を目的として実施されるものとする。



第4条 区の責務

- ①国、東京都その他関係機関及び手話を必要とする者と連携して、手話に対する理解を促進することで手話を普及するための施策を推進すること。
- ②手話を必要とする者が言語として、手話を学び、手話の獲得をし、手話で学び、手話を使用するため、国、東京都その他関係機関及び手話を必要とする者と連携して、切れ目のない環境を整備すること。
- ③手話を必要とする者が必要な情報を取得するための施策を推進すること。

第5条 事業者の役割

- ①手話に対する理解を深めるよう努めること。
- ②区が実施する手話に対する理解の促進のための施策に協力するよう努めること。
- ③手話を必要とする者が手話を使用しやすい環境を整備するよう努めること。

第6条 区民の協力

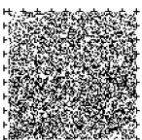
地域共生社会の実現に向け、手話に関する理解を深めるよう努めること。

第7条 手話の普及啓発

- ①手話に対する理解を促進し、手話の普及を図るための啓発活動を行うものとする。
- ②区民が手話を必要とする者が直面する言語的障壁及び文化の違いに関する知識を培う機会を設けるよう、努めるものとする。

第8条 手話を用いた情報発信及び意見の表明

手話を必要とする者が手話により、区政に関する情報を取得し、及びその意見を表明することができるよう、必要な措置を推進するものとする。



第9条 手話通訳者の派遣のための人材確保、養成等

- ①手話通訳者及びその指導者の確保並びに養成並びに手話通訳者等の手話技術及び専門性の向上に努めるものとする。
- ②手話通訳者等を増加させるための施策を講じるものとする。

第10条 災害時における措置

災害その他の非常事態においても、手話を必要とする者が、手話を使用して必要な情報を迅速かつ的確に取得し、及び円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

